

令和8年第1回稲沢市農業委員会総会会議録

令和8年1月26日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
		16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫	18番	三井 啓司
19番	関戸 梓		

欠席委員

15番	堀田 泰樹		
-----	-------	--	--

【事務局】出席者

局長	長崎 倫典	主幹	川口 善徳
主事	大崎 菜々子		川崎 良介

【農務課】出席者

主幹	廣瀬 信博		
----	-------	--	--

午後 1 時 55 分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、令和 8 年第 1 回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は議席番号 15 番堀田 泰樹委員です。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。新年を迎え、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本年も健康にご留意され、農業委員会活動にお力添えくださいますよう、お願いいたします。

それではただいまから、令和 8 年第 1 回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 18 名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において 17 番伊藤 弥寿夫委員及び 19 番関戸 梓委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 2 ページをお願い致します。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3 ページをお願いいたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人と渡人は親子関係にあり、受人は父親から申請地を継承し、引き続き耕作するものです。

受人は現在 4,912 m²の農地を耕作しており、個人で 100 日、世帯で 500 日農業に従事しています。

番号 2 番、番号 3 番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号 2 番 番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 24,472 m²の農地を耕作しており、個人で 80 日、世帯で 160 日農業に従事しています。

番号 4 番、番号 11 番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号 4 番 番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

番号 4 番につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 3,209 m²の農地を耕作しており、個人で 100 日農業に従事しています。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は兄弟関係にあります。受人は近隣に耕作地があり、以前より申請地を借りて耕作を続けていたことから、申請地を譲り受け継承するものです。

受人は現在 396 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯で 300 日農業に従事しています。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は申請地至近に自己所有農地があり、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 49,183 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 680 日農業に従事しています。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

1 筆につきましては、登記地目は畑ですが現況は田となっております。

受人は、会社員として余裕ができたことから、念願だった農業に参入するため、申請地を取得するものです。

1,710 m²の農地で水稻と野菜を栽培し、個人で年間 120 日、世帯で 180 日農業に従事する

計画となっております。

番号 8 番、番号 9 番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号 8 番 番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 3,768 m²の農地を耕作しており、個人で 80 日、世帯で 210 日農業に従事しています。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが畑として利用します。

受人は、市外在住ですが、申請地隣地で喫茶店を営んでおり毎日市内へ通っています。

受人は現在 387 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日農業に従事しております。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に耕作地があり、以前より申請地を借りて耕作を続けていたことから、権利関係を整理するため、申請地を取得するものです。

受人は現在 13,941 m²の農地を耕作しており、個人で年間 200 日、世帯で 600 日農業に従事しております。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する自己所有農地があり、効率的に耕作ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 21,375 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 720 日農業に従事しております。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地至近に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 5,106 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯で 270 日農業に従事しております。

6 ページをお願いいたします。

ここからは、権利設定の案件になります。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

令和 8 年 1 月 26 日から 2 年間の使用貸借権の設定です。

受人は以前から申請地を借りて耕作しており、今回改めて使用貸借権を設定するものです。

1,097 m²の農地で野菜を栽培、個人で年間 150 日農業に従事する計画となっております。

7 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 15 件、移動の土地は、田 11 筆 5,546 m²、畑 20 筆 8,031 m²、合計 31 筆 13,577 m²です。

以上 15 件のうち、番号 1 番から 16 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

8 ページをお願いします。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。9 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農

地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、自己用住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、住宅型有料老人ホームを設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場及び駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。こちらは 5 条 11 番と同時申請の案件になります。

続きまして、11 ページをお願いします。ここからは権利設定の案件になります。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、車両置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。こちらは 5 条 8 番と同時申請の案件になります。

12 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、11 件 転用の土地 田 4 筆 3,591 m² 畑 13 筆 6,568 m² 合計 17 筆 10,159 m²です。

以上 5 条申請 11 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 13 ページをお願い致します。

議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

14 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は 28 筆、使用貸借権の設定は 5 筆です。

貸借期間は令和 8 年 3 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 8 年 3 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日までが 32 筆です。

17 ページ総括表をお願い致します。

田 30 筆 畑 3 筆 合計 18,642 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

【加島 由隆委員】

総括表は畑 3 筆となっているが議案中では畑 2 筆しかない。12 番の地目が田ではなく畑だと思いがいかがか？

【事務局】

ご指摘の通り番号 12 番は登記が田で、現況が畑です。総括表は現況で入力していますが、議案は登記地目のためズレが生じています。

内容自体に相違はございません。

【加島 由隆委員】

見やすいように統一されてはどうか。

【事務局】

この場では回答できませんが、統一する方向で検討いたします。

質疑が尽きたようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、関戸 梓委員、澤田 彰俊委員、近藤 昌弥委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。

議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利

用集積等促進計画案(一括設定)」は、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 18 ページをお願いします。

議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

19 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

20 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1 件

田 3 筆 合計 2,245 m²になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、現案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 報告第 1 号「現況証明願の報告について」から日程第 8 報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 21 ページをお願いします。

報告第 1 号「現況証明願の報告について」です。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

22 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 33 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 7 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 53 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 4 番 申請地 地目 面積を朗読。

平成 6 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 5 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 45 年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、23 ページをお願いします。

報告第 2 号「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の報告について」です。

農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

24 ページをお願いします。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の届出です。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。

こちらは、住宅建築による転用です。

番号 2 番 申請地 地目 面積を朗読。

こちらは住宅建築による転用です。

25 ページの総括表をご覧ください。

4 条届出の件数は 2 件

転用の土地 田 1 筆 232 m²、畑 1 筆 496 m² 合計 2 筆 728 m²です。

26 ページをお願いします。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出です。

今月は所有権移転案件のみになります。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転です。住宅建築による転用です。

番号 2 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 3 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 4 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 5 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 6 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場設置による転用です。

番号 7 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

27 ページ総括表をご覧ください。

申請件数は 7 件 田 4 筆 898.00 m² 畑 4 筆 657.61 m²

合計 8 筆 1,555.61 m²です。

つづきまして、28 ページをお願いいたします。

報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」です。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

29 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読。
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号3番 申請地 地目 面積を朗読。
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号4番 申請地 地目 面積を朗読。
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号5番 申請地 地目 面積を朗読。
農地転用のため、賃借権を解除します。

番号6番 申請地 地目 面積を朗読。
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号7番 申請地 地目 面積を朗読。
農地転用のため、賃借権を解除します。

30 ページの総括表をお願いします。

申請件数7件 田11筆7,518㎡、畑2筆1,428㎡合計13筆8,946㎡です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議いただきありがとうございました。

その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和8年第1回稲沢市農業委員会総会を閉会致します。

令和8年第1回稲沢市農業委員会総会会議録

令和8年1月26日 稲沢市産業会館 大会議室

午後2時35分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

17番委員

伊藤 弥寿夫

19番委員

関戸 梓